

者 かつての日本の自然風土や文化が歌い継がれた「わらべう や童謡は、自然の情景や表現、 るといわれています。また、 赤ちゃんがおなかにいるこ ろから生まれて10歳くらいまでの時期に童謡を聴くことで、聴力や言葉の発達、 表現力、情緒を育むといわれています。 をはじめ、人の耳や心を育てる「心のゆりかご」として、童謡を繰り返し歌って伝えたいという思いで活動を続けてきました。

昔から歌い継がれていかないといけ たなまちづくりを行 たなまちづくりを行 たなまちづくりを行 を改めて感じまし 子どもからお年字 える活動を続けてい とです。いろいろな とです。いろいろな 、通じるものがあり、そでちづくりを行っていく地方出ってきたことを大切にしないといけない。 の人に童謡に触れていろな方法で広報をりていくことは重要 でもので にしていいました。 なでもられてもられてもられてもられてもられてもられてもられています。 要生新はえ

本の文化で ある童謡を伝

ていきたいと思まで童謡を取り

す。また、

いや

トます

市長から

と意見交換を行いました。は~うたわらべ」の皆さ動を続けて6年目を迎えた助ので、 皆さ た 大島良子さん(弥生町) た「童謡 髙木由紀さん(川崎) 久保春美さん(山北) 市罚る 横山雅子さん(林田)

長ろ活

第16回

とき 4月10日金

を伝えたい

たくさんの人に童謡

参加者

で、 を を を を を を に も の 人に 童 そこ で、 のて 人きを聴**参加** 人い最のしなと**者** にる近心 しいですれても、生活にも、生活にも、生活に重謡をご のは 生寄りの生活のです。 です いと思っています。、童謡に触れる機会を増行うなど、さらに活動をを取り入れてもらえると、妊娠期から育児のサポイベントの開催を考えて、童謡に触れる機会を増ですね。 エ語に、子どものこのない人も関わるとこのない人も関わるとおいました</ 付動を続いているよう!

ま 2029 た 入人ので代えず。 これた成て代えず。 には生詞を

市

民と市

長

の

131

れ

あ

クを開催

圓秘書広報室☎32

グリーンカーテン写真作品募集

圖低炭素都市推進室(市役所1階1番窓□) **☎**32-2051

グリーンカーテンは、ゴーヤやアサガオなど のつる性植物を利用した天然のすだれです。日 差しを遮り、暑さを和らげるので、冷房の使用 を抑える効果が期待できます。

この夏、皆さんが育てて作ったグリーンカー テンを、写真に撮って応募してみませんか。

応募作品は、今秋、市役所1階市民ロビーに 展示する予定です。

応募資格 市内に在住ま たは勤務の人や、市内 の学校・事業所

応募作品 今夏、挑戦す るグリーンカーテンの 写真

※応募方法や締め切りな ど、詳しくは広報つや ま8月号でお知らせし ます



国民年金保険料の免除申請

圖保険年金課(市役所1階7番窓□)☎32-2072、または 各支所・出張所担当課、津山年金事務所(田町)☎31-2363

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付すること が困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

■保険料免除制度

本人・配偶者・世帯主の、免除申請をする期間の前年 の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の全額ま たは一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます

■若年者納付猶予制度

本人(30歳未満)・配偶者の、免除申請をする期間の前 年の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付 が猶予されます

免除・猶予の期間 申請時点の2年1カ月前の月~平成 27年6月

申請に必要なもの 年金手帳、印鑑(代理人が申請する 場合)、離職票または雇用保険受給資格者証(失業によ り申請する場合)

※詳しくは、お問い合わせください

5月は「消費者月間」「みんなでつくろう!消費者が主役の社会!!」

間市消費生活センター (市役所1階・環境生活課内) ☎32-2057

毎年5月は「消費者月間」です。消費者、事業者、行政、みんなで連携し、消費者が主役となって選択・行 動できる社会を作りましょう。

消費者月間行事「消費生活パネル展」

とき 5月25日(月)~29日(金)

ところ 市役所 1 階市民ロビー

消費生活講座講師無料派遣

悪質商法、振り込め詐欺、多重債務など、 消費者を取り巻くトラブルについて学ぶため の講師を派遣します。

とき 平日午前9時~午後4時30分(1時 間程度)

対象 町内会、老人会などのグループ ※消費生活トラブルでお困りの人は、一人で 悩まずに市消費生活センターへご相談くだ ない

> 消費者ホットライン **☎**0570-064-370



土・日・祝日など、市消費生活センターが開所していない場合は、 国民生活センターなどで電話相談を受け付けています ※年末年始(12月28日~1月3日)を除いて原則、毎日ご利 用いただけます

-戸建住宅耐震診断補助金

間建築住宅課(市役所5階) ☎32-2099

地震に強い安全なまちづくりを進めるため、古い基 準で建築された一戸建て住宅の耐震診断にかかる費用 の一部を補助します。

条件 次のすべてに該当すること ①市内にある民間住宅

②昭和56年5月31日以前に建 てられた一戸建て住宅(店 舗併用住宅は店舗部分の面 積が半分未満のもの)

③構造が木造在来工法(柱・梁・筋交いなどで構 成)のもの(ツーバイフォー、ログハウス、プレ ハブなどは対象外)

④2階建て以下

補助金額の例 (一般診断法の現況診断による場合)

延床面積	耐震診断費用	補助金額 (1棟当たり)
200㎡未満	42,000円	40,000円
200㎡以上 300㎡未満	52,500円	50,000円

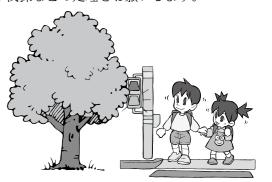
※詳しくは、お問い合わせください

樹木の所有者の皆さんへ 道路上の枝木・倒木処理のお願い

間管理課☎32-2089

道路上にはみ出している木の枝や倒木は、車 の運転時の視界を妨げ、道路標識を見づらくし て、歩行者を危険にさらすなど交通事故の原因 になることがあります。

安全な通行のため、樹木の所有者は、枝払い や伐採などの処理をお願いします。



※枝木・倒木が原因で事故が発生した場合、所 有者に対して事故の責任を問われることがあ ります

11 2015.5